

(別添1)

業務委託仕様書

1 業務名

徳島県「こどもの居場所」機能強化支援事業（「こどもの居場所」多様化推進事業）モデル的な先進事例企画・運営業務

2 事業の目的

徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドラインに基づき、安全で安心な「こどもの居場所」の量・質両面からの充実を図り、支援が必要な子どもや家庭を早期把握し支援へつなぐ機能を強化する。

3 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 業務の内容

(1) 受託者が開設・運営する「こどもの居場所」において、下記①から④のいずれかの趣旨に沿って、市町村と連携した居場所づくりを実施する。

①児童館等の既存施設を活用し、地域のこどもが自分の意思でアクセスできる居場所を設置し、様々な課題を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援に繋げる。

②学校に近接する施設等を活用し、平日の学校始業前の時間帯に開設する「朝の居場所」づくりを実施する。

③こどもの視点に立ち、こどもが意見を表明しやすい環境づくりのもと、こどもが主体的に参画する居場所づくりを実施する。

④その他県内において先進的であり、横展開が必要であると認められるもの。

地域のこどもに開催情報が周知できるよう十分な広報を行うこと。

(2) 事業実施報告書の作成

次の内容を含んだ報告書を作成し、PDFで提出すること。なお、提出された報告書は県ホームページに掲載するとともに、こども家庭庁に提出する（本事業が国の令和7年度（令和6年度からの繰越分）こどもの居場所づくり支援体制強化事業を活用しているため）。

①(1)の実施内容及び実績、運営上の工夫及び課題

②把握した課題に係る分析・考察等、検討の経過等も含め詳細に記載すること。

(3) 留意事項等

①上記(1)の開設・運営にあたっては、予め地域及び市町村、関係団体と協議の上、十分な理解と連携のもと、実施すること。

②地域のこどもであれば誰もが利用できるように、周知を含めこどもの参加を促す取り組みを行うこと。

③「こどもの居場所」は定期的に、実施期間中に概ね7回以上開催すること。

④子どもや保護者の相談に応じるとともに、地域の支援機関と連携して対応すること。

(別添1)

⑤利用料は原則無料とすること。

5 実績報告等

本業務の実績報告として、次のとおり県に提出すること。

- (1) 事業実施報告書
4(2)のとおり。
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要と認められるもの

6 経費等について

- (1) 経費の内容
受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担することとし、県は委託料以外の費用を負担しない。
- (2) 対象となる経費
対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

7 その他

- (1) 著作権等
この事業に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。
また、この事業に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (2) 個人情報の保護
受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法(平成15年法律第57号)、徳島県個人情報保護条例、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 守秘義務
受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 再委託の制限
受託者が本事業業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。
- (5) 県への報告等
受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。
県は、受託者による事業の実施が当該事業の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (6) その他

(別添1)

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。